宮崎県工業技術センター研修室運営要綱

（目的）
第１条　この要綱は、宮崎県工業技術センター管理規則（平成 14 年４月１日施行）に基づき、宮崎県工業技術センター（以下「センター」という。）が設置する大研修室及び中研修室（以下「研修室」という。）の運営を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出）
第２条　企業及び団体等が県内産業の活性化に資することを目的に会議、研修会、講演会及び展示会等を開催するときは、研修室を貸し出すことができる。
２　前項に掲げる場合のほか、センター所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めるときは前項の規定にかかわらず貸し出すことができる。

（申請）
第３条　研修室の使用を希望する者は、別記様式１に定める研修室使用許可申請書（以下「申請書」という。）を所長に提出しなければならない。
２　所長は、前項の申請書を受理したときは、別記様式２に定める研修室使用許可書により承諾の通知を行うものとする。

（使用権の譲渡等の禁止）
第４条　研修室の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、研修室を使用する権利を第三者に譲渡し、又は使用の許可を受けた施設若しくは付属設備を転貸ししてはならない。

（使用者の義務）
第５条　使用者は、研修室の使用に際しては、施設及び付属設備等を毀損しないよう十分注意しなければならない。

（使用の制限）
第６条　所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、研修室の使用を拒み、又は、使用許可を取り消すことができる。
(1)　使用許可の申請に偽りがあったとき。
(2)　第４条の規定に違反することが判明したとき。
(3)　暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものをいう。）であるとき。
(4)　使用者が前条の規定に違反したとき。

２　所長が使用許可を取り消し、又は使用を中止させた場合において、使用者に損害を生じることがあってもセンターはその責めを負わない。

（使用料）
第７条　使用者は、使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年３月 29 日宮崎県条例第９号）で定める使用料を納めなければならない。

（原状回復の義務）
第８条　使用者は、研修室の使用を終了したとき、又は第６条の規定により使用許

可を取り消されたとき若しくは中止したときは、直ちに原状に復さなければならない。

２　使用者が前項の義務を履行しない場合は、管理課長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

（損害賠償）

第９条　使用者の責めに帰すべき理由によって、研修室の施設又は付属設備等の毀損等センターが被った損害については、使用者が賠償しなければならない。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、研修室の運営管理に必要な事項は、所長が別に定めることができる。

附　則

この要綱は、平成 10 年 12 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 14 年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 23 年８月１日から施行する。